

海外校制度の概要

高等教育の国境を越えた展開に対応し得るよう、学習機会の国際化及び我が国の大学の国際展開の観点から、我が国の大学が外国において学部、研究科、学科等の組織を置いて教育活動を行う場合、大学設置基準等を満たしたものについては我が国の大学の一部（海外校）と位置付けることを可能とする制度

平均入学定員超過率に係る要件の改正（令和元年10月30日施行）

令和元年10月31日付 元文科高第625号 通知

■ 大学及び短期大学が外国に設ける学部又は学科に係る基準の設定について

大学及び短期大学の海外進出を促進するため、外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する平均入学定員超過率に係る規定の適用については、平均入学定員超過率に当該大学が外国に設ける学部又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る平均入学定員超過率を含まないものとし、開設後当該年数が経過した外国に設ける学部等が満たすべき平均入学定員超過率については、1.30倍未満とするものとしたこと。

| 区分 | 大学 | | | | 短期大学 | 高等専門学校 | 左記のうち、 外国に設ける 学部、学科 |
|----------------|-------------|------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|---------------------------|
| 大規模 (収容定員) | 4,000人以上 | | | 4,000人 未満 | | | |
| 学部規模 (入学定員) | 300人 以上 | 100人以上 300人未満 | 100人 未満 | | | | |
| 平均入学 定員超過率 | 1.05倍 未満 | 1.10倍 未満 | 1.15倍 未満 | 1.15倍 未満 | 1.15倍 未満 | 1.15倍 未満 | 1.30倍 未満(※) |

※設置から修業年限の期間にあつては、平均入学定員超過率による要件を適用しない。